

<提案 その1>

P3 第1章 計画の概要

1.計画の策定にあたって

1. 計画の策定にあたって

葉山町の障害のある人を取り巻く状況は日々変化し、障害のある人や介護者の高齢化、障害の重度化や重複化などとあいまって、障害者施策へのニーズも多種・多様化しています。

国では、障害者基本法において、市町村は当該市町村における障害のある人の状況等を踏まえ、障害者施策に関する基本的な計画を策定しなければならないとされています。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」においては、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村障害福祉計画）を定めることとしています。

町では、平成12年に「葉山町障害者福祉計画」を策定し、その後、ニーズの変化や制度改革に伴い、改訂や見直しを繰り返し、平成24年3月には基本計画である「葉山町障害者計画」と市町村障害福祉計画である「葉山町障害福祉計画」を一体的にまとめた「葉山町障害者福祉計画」を、平成30年3月には「葉山町障害児福祉計画」を策定し、「障害のある人もない人も互いの人格と個性を尊重しながら、住み慣れた地域で互いに支え合い、共に安心して自分らしく暮らせるまちづくり」を目指して、障害者施策の推進を図ってきました。

令和2年度は、「葉山町障害者計画」及び「葉山町障害福祉計画」、「葉山町障害児福祉計画」が計画期間の満了を迎えます。すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重され、障害者等の自立と社会参加を基本とする「障害者基本法」の理念などを前提に、これまでの基本理念や取り組みを継承しつつ、葉山町障害者福祉に関するアンケート調査の結果や葉山町自立支援協議会の意見・提案を踏まえ、葉山町障害者福祉計画策定委員会で審議を進め、新たな「葉山町障害者福祉計画」を策定し、「障害のある人もない人も互いの人格と個性を尊重しながら、住み慣れた地域で互いに支え合い、共に安心して自分らしく暮らせるまちづくり」の実現を引き続き目指していきます。

<提案 その2>

P6 第1章 計画の概要

2. 障害者を取り巻くこれまでの流れ

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

平成24年6月に「障害者自立支援法」は名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改められました。

平成30年4月に施行された障害者総合支援法では、障害のある人が住み慣れた地域で生活するために必要な支援を強化する目的で、「障害のある人が望む地域生活の支援」「障害のある子どものニーズの多様化への対応」「サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」の3つの柱を中心に改正が行われました。

町では、このような背景を踏まえ、障害福祉サービスを充実させるため、障害者基本法及び障害者総合支援法に基づく『~~葉山町障害者福祉計画~~』を策定し、~~障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図って~~いきます。

<提案 その3>

P7 第1章 計画の概要

3. 計画の位置づけ

3. 計画の位置づけ

○計画の位置づけ

「葉山町障害者福祉計画」は、「葉山町障害者計画」、「葉山町障害福祉計画」、「葉山町障害児福祉計画」の3つの計画を一体的にまとめたものとなっています。

「葉山町障害者計画」は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、障害者施策の推進にあたり基本理念及び基本目標を示すことにより、その方向性を明らかにし、今後の障害者福祉に関わる行政運営の指針とするものです。

「葉山町障害福祉計画」は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として、「葉山町障害児福祉計画」は、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけられ、障害児者への福祉サービスの3年間の見込み量とそのサービスを確保するための方策について定めた計画となっています。

また、町の「第四次葉山町総合計画」を基本とし、国や県の障害者計画に則したものとするとともに「葉山町地域福祉推進プラン」などの各種計画との整合性を図ります。

<葉山町障害者計画>

障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」に相当するもので、町における障害のある人のための施策に関する基本的な計画です。

<葉山町障害福祉計画>

障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」に相当するもので、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を定めた計画です。

<葉山町障害児福祉計画>

児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」に相当するもので、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項を定めた計画です。

<提案 その4>

P8 第1章 計画の概要

4. 計画の対象者

4. 計画の対象

この計画では、障害のある人だけでなく、町内に居住、勤務又は通学する人、町内で事業を営む人、施策等に利害関係のある人などが対象と考えています。
なお、関係法令による障害のある人の定義等は、次のとおりです。

【参考】

○障害者基本法（昭和 45 年法律第 48 号）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) （略）

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち 18 歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち 18 歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって 18 歳以上であるものをいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。

3 （略）

○児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

第4条 この法律で、児童とは、満 18 歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

(1)～(3) （略）

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立されていない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

○発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）

第 2 条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち 18 歳未満のものをいう。

3 （略）

<提案 その5>

P19 第2章 障害のある人を取り巻く状況

3. 障害福祉サービス等の利用状況

(2) 地域生活支援事業

⑦ 訪問入浴サービス

自宅での入浴が困難な重度障害者に入浴車が訪問し、入浴サービスを行います。

利用者数	月あたりの利用上限回数	年間利用実績
1人	6回	30回

(令和元年度年間利用分)

<提案 その6>

P20 第2章 障害のある人を取り巻く状況

3. 障害福祉サービス等の利用状況

(3) その他の福祉サービス

サービスの種類	内容	利用者数	備考
雇用報酬金支給事業	障害のある人を雇用する事業者に雇用報奨金を支給します	4 人	4 事業所
訪問入浴サービス	自宅での入浴が困難な重度障害者に入浴車が訪問し、入浴サービスを行います	1 人	30 回/年 (月 6 回)
住宅設備改良費補助事業 ※国・県補助あり	重度障害者の在宅生活を支援するため、住宅改良費用を助成します	1 人	・外階段幅拡幅、手摺取付工事 ・手摺設置 ・階段落下防止扉設置工事 ・玄関、トイレ、廊下、洗面の手摺設置工事
重度障害者燃料費助成事業	重度障害者の社会参加促進を図るため、燃料費の助成又はタクシー券を交付します	209 人	100/月
重度障害者タクシー券交付事業		399 人	24 枚/年 (1 枚 600 円)
障害児者通所交通費支給事業	経済的負担軽減を図るため、障害者施設の通所に係る交通費を助成します	80 人	48 施設
障害者福祉施設利用者助成事業	障害者施設のグループホームに入居している障害者に対し家賃の一部を助成します	22 人	月額 10,000 円 (上限)
重度障害者医療助成事業 ※県補助あり	経済的負担軽減を図るため、重度障害者の医療費 (自己負担分) を助成します	365 人	【対象者】 ・身体障害者手帳 1 ～ 2 級 ・身体 3 級かつ知能指数 50 以下 ・知能指数 35 以下 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級 ただし、65 歳以上で重度障害になった人は除きます

<提案 その7>

P99 第3編 障害福祉計画 障害児福祉計画

第2章 障害福祉サービスの見込み量

1. 自立支援給付

6) 短期入所

【見込み量設定の考え方】

令和元年度の実績を令和3年度～令和5年度までの見込量としました。ただし、福祉型の短期入所については、過去の利用実績等を考慮し、見込量としました。

【福祉型】

(月単位)

		実績値			見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延べ (人日)	計画	36人日	40人日	43人日	13人日	13人日	13人日
	実績	43人日	13人日	33人日			
	達成率	119.4%	32.5%	76.7%			
利用実人数	計画	11人	12人	13人	6人 8人	6人 8人	6人 8人
	実績	12人	6人	7人			
	達成率	109.1%	50.0%	53.8%			
一人あたり 利用日数	計画	3.3日	3.3日	3.3日	2.2日	2.2日	2.2日
	実績	3.6日	2.2日	4.7日			
	達成率	108.6%	65.7%	142.4%			

<提案 その8>

■ 119ページ 障害児相談支援

		実績値			見込み量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人数	計画	5 人日 /月	6 人日 /月	7 人日 /月	26 人日 /年	27 人日 /年	28 人日 /年
	実績	22 人日 /年	26 人日 /年	30 人日 /年			
	達成率						
障害児支援利用計画作成 数	計画	32 人 /年	37 人 /年	42 人 /年	26 人 /年	27 人 /年	28 人 /年
	実績	22 人 /年	26 人 /年	30 人 /年			
	達成率	68.8%	70.3%	71.4%			

